２　改正法第五条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下この条から附則第七条までにおいて「新農業協同組合法」という。）第十一条の五において読み替えて準用する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定による情報の提供について、この命令の施行の際現に利用者から改正法第五条の規定による改正前の農業協同組合法（以下この条及び附則第五条において「旧農業協同組合法」という。）第十一条の五において読み替えて準用する改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第三十七条の三第二項又は第三十七条の四第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている組合（新農業協同組合等信用事業命令第五条の二第一号に規定する組合をいう。以下この条から附則第四条までにおいて同じ。）は、施行日に当該利用者から新農業協同組合法第十一条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定により行う新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十二第一項第二号又は第十条の二十八第一項第二号に掲げる方法による情報の提供に係る新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十二第二項第一号（新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する承諾を得たものとみなす。

３　施行日以後に締結しようとする外貨貯金等（新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十六に規定する外貨貯金等をいう。以下この条から附則第七条までにおいて同じ。）に係る特定貯金等契約（新農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約をいう。以下この条から附則第七条までにおいて同じ。）について、この命令の施行の際現に利用者から外貨貯金等書面（第一条の規定による改正前の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下この条から附則第七条までにおいて「旧農業協同組合等信用事業命令」という。）第十条の二十四第一項第一号に規定する外貨貯金等書面をいう。次条第一項及び附則第四条第一項において同じ。）の交付について旧農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第二項において準用する旧農業協同組合法第十一条の五において読み替えて準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている組合は、施行日に当該利用者から当該外貨貯金等に係る特定貯金等契約について新農業協同組合法第十一条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により行う新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十二第一項第二号に掲げる方法による情報の提供に係る同条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

４　新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十二第二項第二号（新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による告知をしようとする組合は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

第三条　組合が、施行日以後に特定貯金等契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る旧農業協同組合等信用事業命令第十条の十七第三号ニ⑴に規定する契約締結前交付書面（当該同一の内容の特定貯金等契約が外貨貯金等に係るものである場合にあっては、当該同一の内容の特定貯金等契約に係る外貨貯金等書面）を利用者に対し交付しているときは、当該書面の交付の日に新農業協同組合法第十一条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定貯金等契約に係る新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十二第一項に規定する方法による契約締結前交付書面（同項第一号イに規定する契約締結前交付書面をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったものとみなして、新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十三第一項第一号及び第二項の規定を適用する。

２　組合が、施行日以後に外貨貯金等に係る特定貯金等契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、利用者から旧農業協同組合等信用事業命令第十条の二十四第一項第一号の意思の表明があったときは、施行日において、当該利用者から新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十六の意思の表明があったものとみなして、同条の規定を適用する。

第四条　組合が、施行日以後に外貨貯金等に係る特定貯金等契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る外貨貯金等書面を利用者に対し交付しているときは、当該書面の交付の日に新農業協同組合法第十一条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定貯金等契約に係る新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十二第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったものとみなして、新農業協同組合等信用事業命令第十条の三十第一項第一号及び第二項の規定を適用する。

２　組合が、施行日以後に外貨貯金等に係る特定貯金等契約を締結した場合であって、施行日前に、利用者から旧農業協同組合等信用事業命令第十条の二十八第一項第一号の意思の表明があったときは、施行日において、当該利用者から新農業協同組合等信用事業命令第十条の三十第一項第一号の意思の表明があったものとみなして、同号の規定を適用する。

３　組合が、施行日以後に特定貯金等契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該特定貯金等契約と同一の内容の特定貯金等契約に係る旧農業協同組合等信用事業命令第十条の二十七に規定する契約締結時交付書面を利用者に対し交付しているときは、当該書面の交付の日に新農業協同組合法第十一条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の四の規定により当該特定貯金等契約に係る新農業協同組合等信用事業命令第十条の二十八第一項に規定する方法による契約締結時交付書面（同項第二号及び第三項の規定を適用する。

第五条　新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の三十一の七第一項又は第五十七条の三十一の十三の二第一項の規定による請求をしようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、その請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において当該規定によりされたものとみなす。

２　新農業協同組合法第九十二条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定による情報の提供について、この命令の施行の際現に顧客から旧農業協同組合法第九十二条の五において読み替えて準用する旧金融商品取引法第三十七条の三第二項又は第三十七条の四第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている特定信用事業代理業者（新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下この条から附則第七条までにおいて同じ。）は、施行日に当該顧客から新農業協同組合法第九十二条の五において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定により行う新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の三十一の七第一項第二号又は第五十七条の三十一の十三の二第一項第二号に掲げる方法による情報の提供に係る新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の三十一の七第二項第一号（新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の三十一の十三の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する承諾を得たものとみなす。